

令和5年5月8日

保護者各位

福島県立喜多方高等学校長

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行及び5類感染症への移行後の  
学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、教育長から通知がありました。

については、令和5年5月8日以降は下記のとおり対応いたしますので、お知らせいたします。

記

## 1 学校保健安全法施行規則の位置付けの見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における感染症の種類の第2種感染症に位置付ける。
- (2) 出席停止期間の基準を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。
- (3) 濃厚接触者としての特定は行われなことから、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

## 2 感染症対策

- (1) 平時から求められる感染症対策
  - ① マスクについては、着用を求めないことを基本とします。
  - ② 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養させてください。（ただし、陽性と判定されなければ出席停止扱いにはなりません。）
  - ③ 家庭において生徒の健康状態を把握してください。（毎日体温をチェックし、提出する必要はありません。）
  - ④ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気します。
  - ⑤ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保するようにします。
  - ⑥ 外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後などは、流水と石けんでのこまめな手洗いをするよう指導します。
  - ⑦ 清掃により清潔な空間を保つこととし、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要とします。
- (2) 感染流行時における感染症対策
  - ① 教職員がマスクを着用する又は生徒にマスクの着用を促すことも考えられます。（その場合にも、着用を強いることがないようにします。）
  - ② 「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることを検討します。
- (3) 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置
  - ① 同居している家族が感染しており生徒本人に症状がある場合や、生徒本人が無症状であっても生徒本人以外の家族のほとんどが感染しているなど、合理的な理由で感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。
  - ② 臨時休業については、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応します。

（事務担当 教頭 電話 0241-22-0174）